

令和2年6月定例総会 (令和2年6月30日)

## 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和2年6月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月30日(火) 午前9時30分～9時50分

2. 開催場所 北区役所 大会議室

3. 出席委員 (11人)

農地部会長職務代理者	2番	山岸洋子
農政振興部会長	7番	武田武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村和也
委員	10番	佐藤敏明
委員	11番	若林清廣
委員	12番	曾我 護
農地部会長	15番	田村良雄
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤宗一
会長職務代理者	18番	本田敏明
会 長	19番	首藤正男

4. 欠席委員 (8人)

委員	1番	渡部圭子
委員	3番	窪田昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤作栄
委員	6番	坂井祐一
委員	13番	齋藤圭一郎
委員	14番	倉島正春
委員	16番	松田勝己

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第24号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に  
ついて

6. 出席事務局職員

事務局長  
次長  
農地係長

佐久間 清  
島 貫 徹  
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和2年6月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、先にお知らせしたとおり、11名を招集した縮小開催をしていますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和2年5月新潟市北区農業委員会 定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、9番 此村和也委員、18番 本田敏明委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2、追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3、議案第24号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてを、一括議題といたします。</p> <p>議案第26号、第24号については、6月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第26号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番</p>

所在地 北区三ツ屋 以下記載のとおり  
譲受人 北区三ツ屋 以下記載のとおり  
譲渡人 北区三ツ屋 以下記載のとおり  
地目及び面積 田1筆 320平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 50万円  
通作距離 80メートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 164.29アール  
地域区分 農用地区域外

これまで譲受人が隣接地と一体的に耕作してきたため、双方で相談して売買することで話がまとまったものです。

#### 番号2番

所在地 北区新鼻 以下記載のとおり  
譲受人 北区早通北4丁目 以下記載のとおり  
譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 2,087平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 60万円  
通作距離 8キロメートル  
譲受人の農業従事者数 1人  
譲受人の経営面積 505.58アール  
地域区分 農用地

譲渡人は規模縮小を考えていたところ、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。なお、申請地については以前に、譲受人の父と譲渡人との間で売買の話がまとまり、売買予約の仮登記を行っていました。昨年、譲受人の父が亡くなり、売買予約の仮登記について譲受人が相続していましたが、今回所有権を正式に登録するため申請に至ったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第24号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

議案書 1 ページをご覧ください。

番号 1 番

所在地 北区新富町 以下記載のとおり

転用者 中央区長潟 2 丁目 株式会社ベジ・アビオ

所有者 中央区寄居町 以下記載のとおり

地目及び面積 畑 3 筆 2, 9 5 1 平方メートル

農地区分 第 1 種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

農業用露天資材置場敷地 2, 9 5 1 平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。

転用者は申請地の隣で 9 棟のハウスでトマトを栽培しているが、来年度に 3 棟の増設を予定しており、その際の資材置場にするため申請をしたとのことでした。

委員から、申請地は傾斜があるがそのまま使うのかとの質問があり、草や雑木は伐採するが、傾斜は緩やかなのでそのまま使うとのことでした。また、申請地の隣で砂を取っている。高さを同じにするため、砂を採取はしないのかとの質問があり、平らにした方が使いやすいと思うが、今の段階では砂の採取は考えていないとのことでした。

最後に、転用者は現在、申請地の隣でハウス栽培を頑張っている。申請地を有効的に活用してもらいたいとの指導がありました。

申請地は第 1 種農地ですが、農業用施設であるため許可できるものです。

番号 2 番

所在地 北区木崎 以下記載とおり

転用者 北区島見町 マルコー・トランスポート株式会社

所有者 加茂市新町 1 丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑 2 筆 1, 2 0 9. 1 平方メートル

農地区分 第 1 種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

駐車場敷地 1, 2 0 9. 1 平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。

転用者は運送業を営んでいますが、現在トレーラーを置いて

いる地主の方から土地の明け渡しを求められており、申請地の隣接地を購入したがその面積では足りないので申請をしたとのことでした。

委員からは、譲渡人は加茂市の方だが相続で入手したのかとの質問があり、登記簿謄本には平成18年に時効取得で入手した記載がある。今回の申請にあたっては不動産業者から紹介を受けたとのことでした。また、申請地の隣の雑種地も使うようであるが、竹は伐採したのか、との質問に、今回購入するにあたり、地主に竹の伐採と除草を行う了解をもらい実施した。それ以上のことはしていないとのことでした。また、隣接地には育苗ハウスや畑などがある。日照を含め、迷惑をかけないようにしてもらいたい。また、民家も近くにあるので騒音にも注意してもらいたいとの指導がありました。また、大型車両の出入りがあると思う。道路の乗り入れの際には気を付けてもらいたいとの指導がありました。

申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。

番号3番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 株式会社 友和興業

所有者 東区太平4丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 1, 160平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

駐車場敷地 1, 160平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。

転用者は申請地の隣で建設業を営んでおり、現在の敷地では重機の置場と社員用駐車場が不足したため申請をしたとのことでした。

委員から、申請地は転用者の会社の隣であり、問題はないと思うが、県道から出入りすると思うので、事故の無いようお願いしたいとの指導がありました。また、土地代金がかかなり高額だと思うが、金額は譲受人が提示したのかとの質問があり、会社の重機を別の場所に置いているが、冬場に重機の油が盗まれる被害があった。そのたびに修理費用が発生していた。土地代金は高いとは思いますが、購入する立場であり、提示があった金額で合意したとのことでした。

<p>議 長</p>	<p>申請地は第1種農地ですが、既存施設の拡張で、その面積が既存敷地の1/2以内であるため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第26号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第24号農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第25号新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第25号については、6月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第25号新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの令和2年利用権促進事業権利別実績表をご覧ください。</p> <p>④ 所有権移転が、1件 1, 129平方メートルです。</p> <p>次に議案書2ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p>

	<p>番号1番、売買です。 譲渡人が耕作できなくなったため、譲受人に相談したところ 売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の 要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効 率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農 地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審査した結果、原案のとおり決定することといたしました。 皆さまの一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありま せんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定に ついては、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、部会報告 農政振興部会報告を議題 とします。 6月23日に農政振興部会を開催し、審議を願っております ので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第25号 新潟市農用地利 用集積計画の決定について、所有権移転1件を審議しました。 主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであ り、その結果部会として承認されました。皆さまのなご一層の ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書、6 ページから10 ページをご覧ください。</p> <p>最初に 農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、3件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、1件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、5件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和2年6月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前9時50分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 此村 和也

委員 本田 敏明